

関係府省提出資料

| ヒアリング事項 | 府省 | ページ |
|-------------------------------|-------|-----|
| 学校給食費に係る児童手当からの特別徴収 | 文部科学省 | 1～2 |
| 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 | 国土交通省 | 3～6 |
| 乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和 | 国土交通省 | 7～8 |

平成 31 年 3 月 28 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校給食費に係る児童手当からの特別徴収」

地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることについて

1. 現在の検討状況

(法制的な検討)

- 法制的な検討の結果、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることは、不可能とまでは言えないと考える。
- ただし、強制徴収に携わる徴収職員に付与される財産調査のための質問検査権は、債務者の財産と関わりを有する関係者に広く及ぶことが認められており、債務者の給与債権の所在特定も容易であるなど、強力な権限の行使を認めるものである。このため、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることについては、現行制度における学校給食費の未収の実状を踏まえつつ、その必要性や相当性が十分に認められる場合に、認めることが適当と考える。
- また、提案団体（追加提案団体含む。以下同様。）における支障事例からは、学校給食費の未納者に対する督促業務の負担が大きいことが伺えるが、地方自治法においては、強制徴収を行う場合と裁判上の手続を行う場合について、事前に行う督促の手続は共通に定められている。このため、督促業務の負担軽減の観点からは、学校給食費の強制徴収は、法制度として効果を期待できるものではない。

(実状の検討)

- 学校給食費について強制徴収を行うためには、公会計方式を採用（地方自治法に基づき学校給食費を地方公共団体の歳入歳出予算に編入）している必要があるが、これを実施している地方公共団体は、全国で約 4 割の状況にある。
- 保護者が負担する学校教育に関する費用は、学校給食費の他、様々な学用品の購入に要する費用があり、これらの徴収方法の現況も考慮する必要がある。例えば、児童手当法に基づき、市町村長は、児童手当の受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費や学用品の購入に要する費用を徴収することができるが、提案団体のうち公会計方式を採用する団体における当該制度の活用率は低く、さらなる活用が期待される状況にある。（平成 28 年度：該当 3/14 団体。児童手当から学校給食費を徴収した人数は学校給食の提供を受けた児童生徒数の 1%以下、児童手当から学用品の購入に要する費用を徴収した人数は 0 人。）
- 学校給食費について公会計方式を採用する地方公共団体は、地方自治法に基づき、督促してもなお未納の者に対し、裁判上の手続きを採る必要があるが、提案団体における同手続きの実施率は低く、手続きを採ることが困難なほどに大量の債権

を有してはいない。(平成 28 年度：該当 3/14 団体。裁判上の手続きを採った人数は学校給食の提供を受けた児童生徒数の 0.3%未満。)

- 提案団体において、学校給食費の未納者に対し裁判上の手続きを採っても効果がなく未収となった金額は小さく、学校給食の提供を受けた児童生徒 1 人 1 回あたりの不足額は 1 円に満たず、学校給食の実施が危ぶまれるような状況にはない。(平成 28 年度：該当 3/14 団体。学校給食の提供を受けた児童生徒 1 人 1 回あたりの不足額は 0.7 円未満。)
- なお、提案団体ではない地方公共団体で、学校給食費について公会計方式を採用しているが未納者に対し裁判上の手続きを行っていない数団体に対し、その理由を尋ねたところ、繰返し督促を行っても未納の家庭は、特別な事情があることから、裁判上の手続きを行うことは考えていない、とのことであった。
- 以上から、現状においては、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることについて、必要性や相当性が十分に認められる状況にはなく、法改正の必要性を適切に説明しうる状況には至っていないと考える。

2. 今後の予定

(1) 学校給食費の公会計化等に関するガイドラインの策定・配布

学校給食費について公会計方式を採用する地方公共団体が増加するよう、徴収・管理業務を含み、具体的な手順や体制の採り方、留意点、工夫の具体例、効果等を解説するガイドラインを策定し、地方公共団体に配布・周知を行う(平成 31 年 4 月以降予定)。同ガイドラインには、地方公共団体における学校給食費の徴収に関する事務負担を軽減する観点から、次の点も記載する。

- 児童手当の受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費を徴収する方法があること。申出者を増加するための工夫を行っている例があること。
- 平成 29 年地方分権改革に関する提案募集における提案を受けて通知した下記 2 点は、事務負担の軽減の観点から有用であること。
 - ① 学校給食費の徴収等の事務を私人に委託することが可能であること。
 - ② 学校給食費に係る就学援助費の取扱いについては、金銭給付ではなく現物給付として提供することが可能であること。

(2) 地方公共団体における学校給食費の徴収状況の動向把握と検討の継続

地方公共団体における学校給食費の徴収状況について、今後も動向を把握し検討を行うため、学校や地方公共団体の負担を勘案し、数年に一度調査を行う。

また、幼児教育無償化の議論の中で、幼稚園や保育所等の給食費は、地方公共団体ではなく各施設において徴収することとされたことから、この新たな動向を十分考慮しつつ、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることの是非について検討していく。

提案募集検討専門部会 説明資料

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

国土交通省都市局都市計画課

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目的に必要措置を講じ、同意を廃止する。

4

（参考）運用指針で定められた協議に当たっての留意事項（H28.4 都市計画運用指針を改正）

協議の透明化、円滑化を図るべく、協議ルール作成における留意事項を明確化

- ① 都市計画決定等の手続に先立ち、十分な時間的余裕をもって事前協議を実施すること
- ② 協議における標準処理期間を設定すること
- ③ 協議不調の場合、協議内容に対する考え方を市町村都市計画審議会に提出すること

閣議決定後における留意事項の定着に向けた取組の内容

H31.1.7 国交省より課長通知を都道府県宛に発出

町村の都市計画決定に係る都道府県知事の同意について、平成30年の閣議決定の内容を周知した上で、留意事項を明文の協議ルールに位置付けることの重要性を示しつつ、適切に協議ルールを策定・更新するよう改めて要請。

※内閣府地方分権改革推進室と調整の上、発出

H31.2.1 国交省より留意事項を位置付けていない都道府県に対して、 ～2.5 電話による策定・更新の働きかけ及び定着状況の確認

※現在の定着状況については次頁に記載

5

H31.2.5 地方六団体分権事務局より閣議決定の内容等に関する通知を 都道府県宛に発出

H31.2.28 国交省において定着に向けた取組が特に遅れている都道府県 ～3.13 に対して、直接訪問による策定・更新の働きかけ

2月上旬に行った電話による確認の際に、「留意事項の記載を検討していない」又は「留意事項の記載について未定」等と回答した3団体に、直接訪問して策定・更新の働きかけを実施。

H31.4.8 国交省より全国都市計画主管課長会議において本案件を説明（予定）

各都道府県の留意事項の定着状況について

H31.2.1～2.5 留意事項を位置付けていない都道府県に対して、策定・更新の状況を確認

- 前回の調査（H30.10）以降、**新たに10団体が協議ルールを更新。計21団体が全ての留意事項を位置付けている状況。**
- 協議ルールを策定していない2団体は、半年以内に全ての留意事項を位置づける方向で、案を作成中。
- 定めていない留意事項が1つ以上ある24団体についても、19団体は2019年度までに留意事項を位置付ける方向で検討中。

| | H30.7 | H31.2 | 備考 |
|-------------|-------|-------|----------------------------------|
| 協議ルール策定 | 45 | 45 | |
| 3項目全て記載 | 11 | 21 | |
| 記載していない項目あり | 34 | 24 | |
| 協議ルール未策定 | 2 | 2 | 半年以内に3項目を全て盛り込んで協議ルールを策定する方向で検討中 |

| | | | |
|------------------|---------|-------|----------------|
| 3項目を全て記載する方向で検討中 | 半年以内 | 14 | |
| | 2019年度中 | 5 | |
| | 時期未定 | (※) 3 | うち2団体は案を作成・検討中 |
| 検討中 | | (※) 2 | |

※案の作成等が行われていない3団体に、直接訪問して働きかけを実施済み。

H29対応方針

(10) 道路運送法（昭26 法183）及び貨物自動車運送事業法（平元法83）

(i) (略)

(ii) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

新制度の実施状況

- 過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業について、平成29年9月1日から運用を開始し、9件の許認可を実施。
- このうち、平成30年10月末以降、順次、運行が開始されているところ（平成31年3月18日現在、5社が運行中）。

今後の予定

- 実施状況を踏まえ、輸送の安全の確保や利用者利益の観点等から問題がないか、検証を実施。
- 上記の検証結果に応じ、関係者の意見も聞きつつ、対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討する。

自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能としたところ（平成29年9月から運用を開始）。

平成29年9月から運用を開始した貨客混載制度

改正前

【乗合バス】



350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第82条)

【貸切バス・タクシー】

旅客運送に特化

【トラック】

貨物運送に特化

改正後

【乗合バス】



350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要

【貸切バス】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

【タクシー】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

※発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの

【トラック】



人を運ぶことを可能とする
(旅客自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る